



都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

(地Ⅲ94)
平成23年8月4日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

今般、感染症法施行規則の一部を改正する省令が公布され、これに伴い感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等も一部改正されました。

今回の改正の概要は、インフルエンザ患者を診断し、当該患者が入院を要する場合には、指定届出医療機関のうち都道府県知事が指定するもの（いわゆる基幹定点）の管理者は、当該患者に係る年齢、性別、集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項の有無について、都道府県知事に届け出なければならないこととし、これにより、いわゆるインフルエンザ定点において従来からのサーベイランスを行うとともに、基幹定点において、入院患者についてのサーベイランスを行うとしたことです。

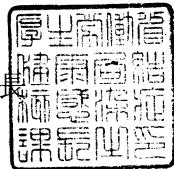
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。



健感発0729第1号
平成23年7月29日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行について（施行通知）

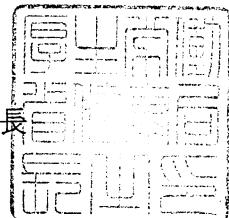
標記について、今般、別添（写）のとおり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事、政令市長及び特別区長あて通知したところであります。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご配慮方よろしくお願ひいたします。

健発 0729 第3号
平成 23 年 7 月 29 日

各 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 殿

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 97 号)が本日公布されたところ、今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係者への周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期したい。

記

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

(1) 改正の概要

インフルエンザ患者を診断し、当該患者が入院を要する場合には、指定届出医療機関のうち都道府県知事が指定するもの(患者を 300 人以上収容する施設を有するものであって、その診療科名中に内科及び外科を含むものに限る。いわゆる基幹定点(以下「基幹定点」という。)を指す。)の管理者は、当該患者に係る年齢、性別、集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項の有無について、都道府県知事に届け出なければならないとしたこと。これにより、インフルエンザについては、いわゆるインフルエンザ定点において従来からのサーベイランスを行うとともに、基幹定点において、入院患者についてのサーベイランスを行うこととなる。

なお、基幹定点は診療科名中に内科を含むことから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)第 6 条第 1

項の表の 2 の項の下欄で定める「診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所」に法解釈上含まれるため、今般の改正において同表に新たな規定は設けていない。

(2) 施行期日

平成 23 年 9 月 5 日から施行するものとしたこと。ただし、指定届出機関の指定については、公布の日から施行するものとしたこと。

2 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号）について別添（新旧表）のとおり改めることとしたこと。

この実施要綱の改正は、平成 23 年 9 月 5 日から施行するものとしたこと。ただし、指定届出機関の指定については、公布の日から施行するものとしたこと。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第1～4（略）	第1～4（略）
第5 事業の実施	第5 事業の実施
1～2（略）	1～2（略）
3 定点把握対象の五類感染症	3 定点把握対象の五類感染症
（1）（略）	（1）（略）
（2）定点の選定 ア 患者定点 <p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できること。</p>	（2）定点の選定 ア 患者定点 <p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できること。</p>
①（略）	①（略）
② 対象感染症のうち、第2の(87)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。	② 対象感染症のうち、第2の(87)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

新		旧	
保健所管内人口	定点数	保健所管内人口	定点数
~7.5万人	1	~7.5万人	1
7.5万人~12.5万人	2	7.5万人~12.5万人	2
12.5万人~	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$	12.5万人~	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

③～④（略）

⑤ 対象感染症のうち、第2の(94)から(101)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

(3)（略）

(4)（略）

4～6（略）

第6（略）

③～④（略）

⑤ 対象感染症のうち、第2の(94)から(101)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

(3)（略）

(4)（略）

4～6（略）

第6（略）

新	旧
<p>第7 実施時期</p> <p>この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。</p> <p><u>ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。</u></p>	<p>第7 実施時期</p> <p>この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。</p>

改
正
案

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検査した日の属する週の翌週（診断し、又は検査した日が日曜日の場合にあっては、当該診断し、又は検査した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メシチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者については直ちに行なうものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

- 一 当該指定届出機関（患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定するものに限る。）に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者にあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合
- 二 当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合

法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては診断した患者に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及び

現
行

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検査した日の属する週の翌週（診断し、又は検査した日が日曜日の場合にあっては、当該診断し、又は検査した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メシチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者については直ちに行なうものとする。ただし、当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合は、当該届出をすることを要しない。

法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては診断した患者に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及び

3 その識別のために行つた検査の方法とする。
(略)

3
(略)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔最高裁規則〕

- 大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則（最高裁二）
○地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇八）
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五一）
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二八）
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九五）
○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（同九六）
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同九七）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三七三）

〔省 令〕

- 平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二五三）
○関税暫定措置法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量に基づく特別緊急關稅の発動日を告示する件（同二五四）
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（同二五五）
○平成二十二年度の標準報酬月額修正率を定める件（厚生労働二六一）
○雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する自動変更対象額を定める件（同二六二）
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同八〇三）
○船舶国籍証書を無効とした件（同八〇二）
○信号符字を取り消した件（同八〇一）
○船舶国籍証書を無効とした件（同八〇〇）
○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（気象庁九）
○氣象庁予報警報規程の特例を定める件（同一〇）
○航路標識に関する件（海上保安庁一六一～一六四）
○人事異動

- 農業改良資金金融通法第九条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた利率を定める件の一部を改正する件（同一四四一）
○農林水産一四三三～一四五〇
○日本工業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省）
○国家試験第五十三回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（文部科学省・経済産業省）
○第四十三回核燃料取扱主任者試験合格者（経済産業省）
○諸事項

- 官庁適格機関投資家に関する公告、財団、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の議許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、金融商品取引業者営業保証金取戻し、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、無縁墳墓等改葬、入札公告の取消関係（以下次のページへ続く）

財務省組織規則の一部を改正する省令
財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)
の一部を次のように改正する。

別表第三境の項中「雲南省 八東郡」を「雲南市」に改める。

別表第九松江の項中「八東郡」を削る。

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

○文部科学省令第二十八号
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百九条第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日
文部科学大臣 高木 義明

学校教育法施行規則の一部を改正する省令
学校教育法施行規則の一部を改正する省令
学校教育法施行規則の一部を改正する省令
十一号)の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日
文部科学大臣 高木 義明

学校教育法第百九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
○厚生労働省令第九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)第四条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する。

告示

○法務省告示第三百七十三号

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に

電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年八月一日から効力を生ずる。

平成二十三年七月二十九日 法務大臣 江田 五月

東京法務局所属 平林 延一

千葉地方法務局所属 小口 哲男

広島法務局所属 由良 卓郎

○財務省告示第二百五十二号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

第七条の三(第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を

同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

平成二十三年七月二十九日 財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一・一トン
四	六、一一七トン
五	九八トン
六	三トン
七	一一〇・一トン
八	一八・七トン

健感発0729第2号
平成23年7月29日

社团法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部（局）長あて通知したところであります。
つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご配慮方よろしくお願ひいたします。

健感発0729第2号
平成23年7月29日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年7月29日厚生労働省令第97号）が平成23年7月29日公布されたところである。

これらの改正等を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号）について、別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、ご了知の上、関係機関に周知願いたい。なお、本改正については、平成23年9月5日から施行する。

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～5 (略)	第1～5 (略)
第6 五類感染症	第6 五類感染症
1～2 7 (略)	1～2 7 (略)
2 8 インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	2 8 インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
(1) 定義 (略)	(1) 定義 (略)
(2) 臨床的特徴 上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあつたものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。 合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。	(2) 臨床的特徴 上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあつたものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。 合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。
(3) 届出基準 (インフルエンザ定点における場合)	(3) 届出基準
ア 患者 (確定例) 指定届出機関 (インフルエンザ定点) の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、①のすべてを満たすか、①のすべてを満たさなくとも②を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。	ア 患者 (確定例) 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、 <u>④</u> のすべてを満たすか、 <u>④</u> のすべてを満たさなくとも <u>⑤</u> を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。
イ 感染症死亡者の死体 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、①のすべてを満たすか、①のすべてを満たさなくとも②を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。	イ 感染症死亡者の死体 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2) の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、 <u>④</u> のすべてを満たすか、 <u>④</u> のすべてを満たさなくとも <u>⑤</u> を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

①届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

- | |
|---------------|
| ア 突然の発症 |
| イ 高熱 |
| ウ 上気道炎症状 |
| エ 全身倦怠感等の全身症状 |

②届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液

(4) 届出基準（基幹定点における場合）

ア 入院患者

指定届出機関（基幹定点）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、(3)①のすべてを満たすか、(3)①のすべてを満たさなくても(3)②を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した患者のうち、入院をしたものについて、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

29～43（略）

第7（略）

別記様式1～5（略）

別記様式7-1～7-2（略）

(4) 届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

- | |
|---------------|
| ア 突然の発症 |
| イ 高熱 |
| ウ 上気道炎症状 |
| エ 全身倦怠感等の全身症状 |

(5) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液

29～43（略）

第7（略）

別記様式1～5（略）

別記様式7-1～7-2（略）

別記様式 7-2 (2)

別記様式7-2(2)

感染症発生動向調査(基幹定点)
(インフルエンザによる入院患者の報告)

週報

インフルエンザによる入院患者が、もしも場合でも、○報告をあげてください。

調査期間 平成 年 月 日～ 年 月 日

医療機関名

ID番号	性別	年齢 (○欄は月齢)	入院時の対応					備考
			ICU入室	人工呼吸器 の利用	頭部CT検査 (予定含む)	頭部MRI検査 (予定含む)	脳血管検査 (予定含む)	
1	男・女							
2	男・女							
3	男・女							
4	男・女							
5	男・女							
6	男・女							
7	男・女							
8	男・女							
9	男・女							
10	男・女							
11	男・女							
12	男・女							
13	男・女							
14	男・女							
15	男・女							

<記載上の留意>

- インフルエンザに罹患し、入院した患者(院内感染を含む)を報告してください。
- 入院患者の患者割合については、該当する項目横の全ての○を記入してください。

別記様式 7-3～7-7 (略)

別記様式 7-3～7-7 (略)